

# 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第5条の規定により公告する。

令和元年6月4日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第1908023-23号
- (2) 工事名 5号館1階共同研究室整備工事
- (3) 工事箇所 福島市光が丘1番地
- (4) 工事概要 5号館1階共同研究室整備  
建築 間仕切新設1箇所、実験台3台  
電気 電灯・動力幹線、コンセント設備、情報設備  
機械 給排水設備、換気設備、空調設備
- (5) 工期 150日間
- (6) この工事は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「県財務規則」という。）第261条を準用して、最低制限価格を設定する工事である。

## 2 入札の方式及び契約の条件

- (1) 入札の方式  
本件入札は、公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札実施要領（平成19年11月1日理事長制定）に基づく条件付一般競争入札により実施する。
- (2) 開札日における入札によって落札候補者が決定されなかったときは、当該入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、無効（入札説明書1(5)サ、シ、ス、セ及びソによる無効を除く。）又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。  
なお、本項に基づく再度入札における入札書の提出期日等は、電話又はファクシミリにより通知する。
- (3) 本件に関し入札者がいない場合は、開札日を繰り延べて実施することがある。  
なお、その場合は、件名を「(再)入札公告」として再度公告を行う。
- (4) 入札保証金  
入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。
- (5) 入札書の記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者

本件に係る入札参加資格を有する者のうち、予定価格の範囲内でかつ最低制限価格を下らない最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(7) 契約の締結

契約は、福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日付け8財第175号総務部長依命通達。以下「約款」という。）を準用する。

なお、約款第3条による請負代金内訳書を提出すること。

(8) 契約確定の時期

本契約は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成18年4月1日基本規定第15号。以下「会計規程」という。）第20条に基づき契約書を作成する契約であり、契約細則第36条に定める契約書に両者が記名押印したときに確定する。

(9) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。おって、落札者は入札説明書の「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(10) 前金払

前金払は、県財務規則第112条を準用し、以下のとおりとする。

- ① 同条第1項に定める請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）
- ② 同条第2項に定める場合は、同項に定める請負金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

(11) 部分払

部分払は、県財務規則第238条及び第239条を準用し、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金額の10分の5（中間前払金の約定をするときは、10分の6（前払金の約定をしないときは、10分の3））を超えた場合に限る。また、部分払の回数は県財務規則第239条第3項に定める回数とする。

(12) 工事請負契約書について、次のとおり特約条項を設ける。

- ① 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合には特約しない。）

- ② 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、

発注者、受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

- ③ 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条7項及び同条8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。
- ④ 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、先行している他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該地の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- ⑤ 約款第36条に次のただし書きを加える。

「ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」
- ⑥ 約款第25条第1項の規定により請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の適用による地方消費税の税率の改正により地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。
- ⑦ 令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、約款第34条第1項、第3項、第6項、第7項及び第8項中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」としてこれらの規定を適用する。
- ⑧ 令和元年10月1日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、約款第37条第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額(令和元年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」と、「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(令和元年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額(令和元年度における第37条第5項の規定による部分

私の請求にあつては、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)としてこれらの規定を適用する。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であること。

- (1) 福島県（以下「県」という。）の定める「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱」（平成20年3月28日付け19財第7838号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の建築工事に登録されている者であり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）の建築工事業の許可を得ている者であること。
- (2) 契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人福島県立医科大学建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成21年10月29日理事長制定）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第8条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (5) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (9) 有資格業者名簿の建築工事の格付等級がA又はBの者であること。
- (10) 地域要件 全国（県内に本店又は支店・営業所等を有していること。）
- (11) 元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であつて、共同施工方式でなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が該当する場合に限る。）として、過去15年以内に、大学施設、研究施設において、建築工事を居ながらによる更新及び改修工事の実績があること。
- (12) 現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、大学施設、研究施設工事において、過去15年以内に、建築工事を居ながらによる更新及び改修工事を、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として施行した実績のある者を、工事現場に配置できること。

#### 4 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
  - ① 閲覧期間 令和元年6月4日(火)～令和元年6月21日(金)  
午後5時15分まで
  - ② 閲覧場所 福島市光が丘1番地  
公立大学法人福島県立医科大学 事務局総務課管財係  
電話番号 024-547-1017
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
  - ① 受付期間 令和元年6月4日(火)～令和元年6月10日(月)  
午後5時15分まで
  - ② 受付方法 公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札実施要領（平成19年11月1日理事長制定。以下「実施要領」という。）第6条第3項の規定により条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(実施要領様式第2号)により直接持参、下記記載番号宛のファクシミリ又はアドレス宛の電子メールのいずれかの方法で提出すること。これ以外の方法による質問には対応しない。
  - ③ 受付場所 福島市光が丘1番地  
公立大学法人福島県立医科大学 事務局総務課管財係  
電話番号 024-547-1017  
ファクシミリ 024-548-5302  
電子メール [sisetsu@fmu.ac.jp](mailto:sisetsu@fmu.ac.jp)
  - ④ 回答予定日 令和元年6月13日(木)
  - ⑤ 回答書閲覧方法 福島県立医科大学ホームページに掲載する。
- (4) 現場説明会は行わない。

#### 5 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問合せ先

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の閲覧場所
  - 4(2) ②記載の場所に同じ。なお、福島県立医科大学ホームページにも掲載する。
- (2) 問合せ先  
公立大学法人福島県立医科大学 事務局総務課管財係  
電話番号 024-547-1017  
ファクシミリ 024-548-5302  
電子メール [sisetsu@fmu.ac.jp](mailto:sisetsu@fmu.ac.jp)

#### 6 入札について

- (1) 入札書の提出について
  - ① 入札書等は、次の方法により提出すること。
    - ア 入札書等の提出は、**一般書留郵便** 又は **簡易書留郵便** のいずれかの方法により

配達日指定郵便で行うこと。

イ 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。

ウ 中封筒には、入札書及び見積内訳書を入れ、封かんの上、封筒の表面に商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に、商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）並びに入札書等在中の旨を記載すること。

- ② 配達日指定期日以外の日に着した入札書等は、理由を問わず無効とする。
- ③ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(2) 入札書等提出期日及び提出先（郵送先）

① 提出期日 令和元年6月25日(火)（配達日指定期日）

② 提出先(郵送先) 郵便番号 960-1295

福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 事務局企画財務課財務経理係

③ 提出部数 1部

④ その他

ア 郵便局差出期限日 令和元年6月21日(金)

内国郵便約款上、この郵便局差出期限日と実際に郵便局に差し出すことが可能な日が異なる場合があるため、事前に本学が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

イ 入札書のあて先は、「公立大学法人福島県立医科大学理事長」とすること。

(3) 入札の無効等について

① 「2 入札の方式及び契約の条件」において示す入札に関する条件等に違反し若しくは「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に基づく入札参加資格のない者が行った入札、又は入札説明書1(5)のいずれかに該当し無効とされた入札書による入札は、無効とする。

② 入札金額が最低制限価格を下回る入札は、失格とする。

## 7 開札等に関する事項

(1) 開札は公開により、次により行う。

① 開札日時 令和元年6月26日(水) 午後1時15分

② 開札場所 福島市光が丘1番地

福島県立医科大学1号館1階 第1カンファレンスルーム

(2) 落札予定について

落札予定日 令和元年7月2日(火)

(3) 落札候補者の決定及び公表について

① 開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者名及び無効または失格の事由を発表する。

② 無効又は失格の入札を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者から2番目までの者を落札候補者とし、開札の場において公表する。

なお、落札決定は保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定する。

ただし、開札時に落札候補者となった者が全て入札参加資格を有しなかったときは、順次、予定価格の範囲内で入札した者のうち次の順位の者が落札候補者となる。

③ 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。

## 8 入札参加資格要件の審査に関する事項

### (1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

### (2) 落札候補者の入札参加資格要件の審査

落札候補者は、資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知のあった日から3日以内に条件付一般競争入札資格確認書類送付書（実施要領様式第5号）に資格確認に必要なその他の書類を添えて提出しなければならない。

### (3) 落札者に対する通知

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

### (4) 入札参加資格不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札資格不適格通知書（実施要領様式第6号）により通知する。

### (5) 入札結果の公表及び方法について

① 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

② 公表は、福島県立医科大学ホームページにおいて行う。

## 9 その他

詳細は、入札説明書による。

<参 考> 外封筒及び中封筒の貼付用紙

(判り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に各1枚を貼付してください)

判り線

〒960-1295 福島市光が丘1番地  公立大学法人福島県立医科大学 事務局企画財務課 財務経理係 行	開札日 令和元年6月26日 工事番号 第1908023-23号 工事名 5号館1階共同研究室整備工事 工事箇所 福島市光が丘1番地 商号又は名称 担当者名 連絡先(電話番号) 連絡先(FAX番号)
郵便局窓口差出期限日 令和元年6月21日 配達日指定期日 令和元年6月25日	入札書等在中

判り線

判り線

〒960-1295 福島市光が丘1番地  公立大学法人福島県立医科大学 事務局企画財務課 財務経理係 行	開札日 令和元年6月26日 工事番号 第1908023-23号 工事名 5号館1階共同研究室整備工事 工事箇所 福島市光が丘1番地 商号又は名称 担当者名 連絡先(電話番号) 連絡先(FAX番号)
郵便局窓口差出期限日 令和元年6月21日 配達日指定期日 令和元年6月25日	入札書等在中

判り線



**【留意事項 1】**

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

事前に、本学が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認して下さい。

郵送の際は、一般書留郵便または簡易書留郵便のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

**【留意事項 2】**

見積内訳書の種別レベルの数量が一式表示となっている場合は、適切に積算されていないと判断し、入札は無効とします。

なお、金抜設計書の種別レベルで数量を一式としている場合であっても、見積内訳書は一式表示とせず、金抜設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。

また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、一式表示を認めます。

<参 考> 入札書と一緒に提出する書類一覧表

入札方法	提出書類	外封筒	中封筒
条件付一般競争入札	入札書		○
	見積内訳書		○

※外封筒又は中封筒に入れる書類を間違えると無効になります。